

PR



弁護士 菅原 仁人

弁護士Q&A

Q

〈相談者〉 夫の態度に悩んでいます。結婚後、夫は外出の際の出発時間や食事の献立といった些細なことでも自分の思い通りにならな

いと、「だからお前はダメなんだ」「主婦としての能力がない」等と私を罵倒します。最近はいつ夫が怒り出すのがわから

A

〈弁護士〉 最近、芸能人のニュースでも「モラハラ」という言葉を耳にすることが多くなりま

モラハラってなに？

リブラ共同法律事務所 弁護士 菅原 仁人

ず、毎日びくびく顔色を伺って生活しています。殴る蹴るといった暴力はないのですが、このような場合離婚できるのでしょうか。

すいものであるのに対し、精神的暴力は、加害者の表情や声の大きさ、あるいは意図的な無視など不作為によってもたらされます。また、被害者は、自分の能力や気遣いの不足こそが罵倒される原因であり、自分が悪いのだと思込まされま

す。加害者は自らの非は一片たりと認めず、自信に満ちているため、対等な協議はできません。一般的にモラハラは立証が困難と言われていますが、録音やメールデータ、詳細な日記等により立証する手段は多数あります。このようなお悩みは一人で抱え込まず、是非ご相談ください。



弁護士 菅原 仁人 **リブラ共同法律事務所**

新札幌オフィス

札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番15号 新札幌センタービル5階

☎011-802-4545 [受付]9時~18時

ご相談の際には、お電話にてご予約下さい

<http://hokkaido-libra.com/>

札幌駅徒歩5分に札幌駅前本部もございます

